

一宮市病院事業部告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項並びに一宮市病院事業会計規程（平成25年一宮市病院事業部管理規程第4号）第19条第1項の規定に基づき、一宮市病院事業部の業務に係る公金の徴収について私人に委託したので、次のとおり告示する。

受託人

東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟12階  
株式会社 ソラスト 医療事業本部

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地  
株式会社 電算システム

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人 ライズ総合法律事務所

委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

令和7年4月1日

一宮市病院事業管理者

松浦 昭雄